

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和元年5月13日（令和元年（行個）諮問第7号）

答申日：令和元年10月11日（令和元年度（行個）答申第69号）

事件名：本人の労災事案に関し出来事の時期を勝手に変更した経緯が分かる文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成31年2月1日付け群馬個開第98号により群馬労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 私は、自身の特定疾病の発症原因は特定年月の未経験の特定役職への強引な配置換えを強要されたことであると一貫して主張しています。特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）に提出した「申立書」、「療養補償給付請求書」の中でも、このことは明記しました。また、特定監督署が作成した「適応障害に係る労災請求事案に対する調査計画及び実施状況」にある【発生状況の概要】などでも確認できます。ところが、特定監督署が作成した調査復命書では、出来事の時期が不当に変更されています。よって、これを容認している文書が存在します。

(2) 開示を請求した保有個人情報について

厚生労働省発基1120第2号の厚生労働省からの通知書では、『出来事の時期を変更する場合には、労災請求人にその旨を通知する必要がない』といった行政文書は作成・取得しておらず、これを保有していないとある。しかしながら、特定監督署による私の労災事案では、明らかに出来事の時期を変更した。しかも、労災請求人である私には事前に出

来事の時期を変更する事について、一切の連絡がなく、よって、私が反論する事も出来なかった。（中略）

なお、調査復命書では出来事の時期を変更した経緯が分からない。また、毎年2月に発出されている労災補償業務の運営に関する通達、及び精神障害の労災認定実務要領でも確認が出来ない。よって、これ以外の文書の開示を請求する。（中略）

(3) 審査請求する理由について

ア 本件不開示理由が『「出来事の時期について、労災請求人に伝える事なく勝手に変更しても良いと指示している通達、実務要領等」といった開示対象文書は作成・取得しておらず、これらを保有していないため、不開示とした』とあります。しかしながら、本件不開示理由については絶対に容認しません。理由は、特定監督署が出来事の時期を勝手に変更したからです。

イ 労基発0325号第2号平成23年3月25日付け厚生労働省労働基準局労災補償部長からの通達「今後における労災保険の窓口業務等の改善の取組について」（以下「窓口改善通達」という。）では、以下の通りの指示が確認できます。

『労災請求を受理してから3か月を超えてもなお保険給付等の決定の通知を行っていない事案については、担当者から請求者に対し、原則として電話により処理状況等の連絡を行うこと。連絡に際しては、請求等に係る調査の進行状況及び当該請求等に対する決定がなされる時期の見通しについて説明するほか、調査等に対する請求者の要望等があれば丁寧に聴取・記録し、その内容を踏まえて、必要に応じ追加の調査等を行うこと。また、その後、概ね月1回の頻度で請求者に対して調査の進行状況等の連絡を行うこと。また、電話等により処理状況の連絡を行うに当たっては、請求者以外の者に誤って処理状況を知らせることのないよう、本人確認を徹底すること。』

この窓口改善通達は、毎年2月に発出している「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について」の通達の中でも徹底することを指示しており、窓口改善通達が非常に重要な通達であることが理解できます。

（中略）特定監督署は、この窓口改善通達の指示通りの処理状況等の連絡を故意に怠りました。特定労働基準監督署長であるA氏らは8回にわたり連絡を行ったと主張していますが、私は窓口改善通達に基づく連絡を1回しか受けていません。これを検証するために開示を請求した長期未決個別経過表続紙は、ほぼすべて不開示です。

（中略）

つまり、特定監督署特定課担当者が、窓口改善通達通りの処理状況

等の説明を行っていただければ、出来事の時期を変更したことを伝えることが出来ました。そして、労災請求人である私が反論することも出来たのです。しかしながら私は、出来事の時期を変更された事については、調査復命書が開示されるまでは全く知りませんでした。だから、私は出来事の時期を勝手に変更されたと主張しています。

よって、出来事の時期を勝手に変更した経緯については、労災請求人である私が納得できるだけの十分な説明責任が必要です。ただ単に文書不存在を理由にして不開示とすることは一切容認しません。

ウ 以上の事から、飽くまでも「出来事の時期を勝手に変更しても良い」と容認している文書の開示を請求します。開示が出来ないのであれば、労災請求人である私が一貫して主張している「特定年月の未経験の特定役職への強引な配置換えを強要された」出来事を故意に排除しなければならなかった事情については、労災請求人である私が十分に納得できるまでの説明責任を果たして頂きます。（以下略）

（意見書及びその添付資料略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年12月29日付け（平成31年1月7日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が全部不開示（不存在）の原処分を行ったところ、審査請求人がその取消しを求めて、平成31年2月6日付け（同月12日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、原処分は妥当であると考えます。

3 理由

本件審査請求を受け、処分庁に確認したところ、本件対象保有個人情報は作成・取得していないとのことであり、また、諮問庁においても、本件対象保有個人情報に係る通達、実施要領等の有無を確認したところ、審査請求人が存在を主張する通達、実施要領等は存在しなかったことから、本件対象保有個人情報を保有していないとする原処分は妥当であると考えます。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年5月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同月 27日 審査請求人から意見書を収受
- ④ 同年 9月 25日 審議
- ⑤ 同年 10月 9日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分は妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 理由説明書の記載(上記第 3 の 3)及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、諮問庁は、本件対象保有個人情報の保有の有無について、おおむね以下のとおり説明する。

ア 別紙に掲げる文書のうち、「私の労災認定に関連し、出来事の時期を労災請求人である私に一切伝える事なく勝手に変更した経緯がわかる文書」について

当該文書は、「出来事の時期を労災請求人である審査請求人に一切伝える事なく勝手に変更した」行為があることを前提としたものである。このため、処分庁に確認したところ、保険給付の処分の際して、審査請求人が述べるような行為はないとの認識であり、したがって、そもそも審査請求人が求めるような文書はないとのことである。また、処分庁が、書庫等において、当該文書の有無を確認したところ、その存在は確認されなかったとのことである。

イ 別紙に掲げる文書のうち、「(私の労災認定に関連し、)出来事の時期について、労災請求人である私に伝える事なく勝手に変更しても良いと指示している通達、実務要領等」について

厚生労働省は、労働者災害補償保険の給付事務に係る基本的な事務処理方法については「労災保険給付事務取扱手引」(平成 27 年 12 月 25 日付け基発 1225 第 17 号。以下「手引」という。)により、また、精神障害の労災認定に関する調査方法や留意点等については「精神障害の労災認定実務要領(平成 27 年 10 月)」(平成 27 年 10 月 30 日付け基補発 1030 第 1 号。以下「実務要領」という。)により、都道府県労働局及び監督署に示しているところであるが、両文書において、審査請求人が主張するような「出来事の時期について労災請求人に伝える事なく勝手に変更しても良い」等の記載はない。また、処分庁が、書庫等において、審査請求人が求める通達、実務要領等の有無を確認したところ、その存在は確認されなかったとのことである。

ウ 上記ア及びイから、本件対象保有個人情報を保有していないとする

原処分は妥当であるとする。

- (2) 当審査会において、諮問庁から手引及び実務要領の提示を受け、確認したところ、上記(1)イの諮問庁の説明のとおり、「出来事の時期について労災請求人に伝える事なく勝手に変更しても良い」等の記載は認められなかった。また、この点を含めて、上記(1)ア及びイの諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

したがって、群馬労働局において本件対象保有個人情報保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、群馬労働局において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別紙 本件対象保有個人情報記録された文書

私の労災認定に関連し、出来事の時期を労災請求人である私に一切伝える事なく勝手に変更した経緯がわかる文書、及び出来事の時期について、労災請求人である私に伝える事なく勝手に変更しても良いと指示している通達、実務要領等。詳細については別紙に記載しました。（別紙詳細略）